

長崎市告示第 474 号

長崎市外国人材受入・定着促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 7 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市外国人材受入・定着促進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県と連携し、市内の企業等における外国人材の雇用及び定着の促進を図るため、外国人材の就労又は住居の環境の整備又は地域との交流を行う市内の企業等に対し、予算の範囲内において、長崎市外国人材受入・定着促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 6 3 年長崎市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「外国人材」とは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であって、受入企業等に雇用されるものをいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号。以下「入管法」という。）別表第 1 第 2 号の表に規定する技能実習の在留資格をもって在留する者であること。
- (2) 入管法別表第 1 第 2 号の表に規定する特定技能の在留資格をもって在留する者であること。
- (3) 入管法別表第 1 第 2 号の表に規定する技術・人文知識・国際業務の

在留資格をもって在留する者であること。

- (4) 入管法別表第1第5号の表に規定する特定活動のうち、正規雇用と捉えることができる雇用条件によって就労する者又は特定技能関係の特定活動（特定技能移行準備）若しくはそれに類するものの在留資格をもって在留する者であること。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。

）は、次に掲げる事業とする。ただし、第3号の事業にあつては、第1号又は第2号と併せて申請する事業で、かつ、当該第3号の事業に係る補助対象経費（第5条に規定する補助対象経費をいう。以下この項において同じ。）が、当該補助対象経費と第1号又は第2号の事業の補助対象経費との合計額の2分の1以内であるものに限り、補助対象事業とする。

- (1) 就労環境整備事業 社内掲示物、業務マニュアル等の多言語化、宗教及び文化の多様性に配慮した施設の改修その他外国人材の就労環境を整備するための事業
- (2) 住居環境整備事業 外国人材の居住の用に供する住居（市内に存するものに限る。）に設置する家電の購入、同住居から外国人材が通勤等をするための自転車の購入、宗教及び文化の多様性に配慮した住居の改修その他の外国人材の住居等の環境を整備する事業
- (3) 地域交流等促進事業 外国人材が地域社会との関わりを深めるために必要と認められる地域交流を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体から他の制度による補助金等の交付を受けて行う事業については、補助対象事業としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 市内に本社又は事業所を有する者であること。
- (3) 補助金に係る交付の申請をする日が属する年度の前年度の1月21日から当該申請をする日が属する年度の1月20日までの期間に、新たに外国人材を雇用し、第11条に定める実績報告まで継続して雇用している者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1補助対象者につき80万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の期日は、補助対象事業を行う年度の11月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号の書類は補助事業概要書（第1号様式）とし、

同項第 2 号の書類は、収支予算書（第 2 号様式）とする。

3 規則第 3 条第 1 項第 5 号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 登記事項証明書等の本市に事業所を有することを証する書類

(2) 見積書等の補助対象経費の内訳がわかる書類

(3) 工事の施行にあつては整備予定箇所の写真

4 補助金を申請しようとする者は、その申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（軽微な変更）

第 8 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。

(2) 補助対象経費の 2 0 パーセント以内の変更であつて、補助金の増額又は減額を伴わないものであること。

（交付の条件）

第 9 条 規則第 5 条第 1 項第 4 号の市長が必要があると認める事項は、補助対象事業の収支の状況を明らかにした帳票又は帳簿及び関係書類を備

え、当該補助対象事業を実施した年度の翌年度から５年間保存するものとする。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産がある場合の補助対象事業の収支の状況を明らかにした帳票又は帳簿及び関係書類の保存年数は、当該５年間の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「省令」という。）で定められた資産の耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が別に定めるもの

２ 前項第２号の別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

３ 実施した補助対象事業の内容について、本市が実施する周知及び広報に協力すること。

（申請の取下げ）

第１０条 規則第７条第１項の別に定める期日は、規則第６条第１項の規定による通知を受領した日から起算して１４日を経過した日とする。

（実績報告）

第１１条 規則第１２条の別に定める期日は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の１月２０日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２ 規則第１２条第１号の書類は、補助事業実績書（第３号様式）及び補助事業収支決算書（第４号様式）とする。

３ 規則第１２条第２号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書その他の補助対象経費の支出を明らかにする書類の写し

(2) 補助対象事業に係る契約を行う場合にあっては、当該契約の契約日及び契約の内容を明らかにする書類の写し

(3) 補助対象事業の実施内容を明らかにする書類

(4) 新たに雇用した外国人材に係る次のアからウまでに掲げる書類の写し

ア 雇用契約書又は労働条件通知書

イ 雇用保険被保険者等確認通知書

ウ 在留資格を明らかにする書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消)

第 12 条 規則第 22 条の規定により、規則第 8 条第 3 項及び第 16 条第 3 項において準用する規則第 6 条の通知は、同条第 1 項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金不交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 規則第 17 条の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助金返還請求書（第 6 号様式）によるものとする。

(補助金の返還の額)

第 14 条 規則第 17 条の規定による補助金の返還を命ずるとき額は、補助金の全額とする。

(成果報告)

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の成果を補助対象事業を行った年度の翌年度及び翌々年度の 4 月 1 日から 4 月末日までの間に長崎市外国人材受入・定着促進補助事業成果報告書（第 7 号様式）により市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 規則第 19 条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）で定められた資産の耐用年数とする。

2 規則第 19 条第 2 号及び第 3 号の別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(令和 7 年度における補助対象者の特例)

2 第 4 条第 3 号の規定にかかわらず、令和 7 年度に新たに外国人を雇用する期間は、令和 7 年 4 月 1 日から当該申請をする日が属する年度の 1 月 20 日までの期間とする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定の適用については、同日以後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容
(1) 謝礼金	就労環境を改善するための研修等の講師等への謝礼金等
(2) 旅費	就労環境を改善するための研修等の講師派遣に係る交通費等
(3) 需用費	地域交流を行うための消耗品費、材料費、資料の印刷代等
(4) 役務費	地域交流を行うための保険料等
(5) 委託料	外国人材の業務マニュアル作成等
(6) 使用料及び賃借料	地域交流を行うための会場、機材、車両等の借上げ料等
(7) 工事費	外国人材の就労及び住居の環境の改善を行うための工事費
(8) 備品購入費	外国人材の就労及び生活の環境の改善を行うための備品の購入費
(9) その他の経費	市長が特に必要と認める経費

備考

次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- 1 補助対象事業に要したことが明確に区分できない経費
- 2 汎用性があり、補助対象事業以外の目的に使用される備品の購入に係る経費
- 3 単なる買替えのための備品の購入に係る経費
- 4 技能実習生を受け入れる際の入国後研修に係る経費
- 5 申請者又は同一企業の社員への謝礼金の支払に係る経費
- 6 土地の取得に係る経費
- 7 打ち上げ等のパーティーに係る経費
- 8 地域交流等に伴う飲料代